

青森市と事業者等との連携協定に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が事業者等と締結する連携協定について必要な事項を定めることにより、市と事業者等が、それぞれ保有する資源を複数の施策及び事業において活用することで、行政課題や地域課題等の解決を図る公民連携の取組を推進し、もって持続的に発展できるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、大学その他の民間の団体等であって、国及び地方公共団体以外のものをいう。
- (2) 連携事業 事業者等が行政課題や地域課題等の解決に向けて、自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。
- (3) 連携協定 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。
 - ア 事業連携協定 1つの分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定
 - イ 包括連携協定 複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定

(事業者等の基準)

第3条 連携協定の対象とする事業者等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）その他倒産等に関する法令に基づく手続中でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるべきものでないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を営んでいないこと。

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- (7) 青森市競争入札参加資格業者指名停止要綱(平成17年4月1日実施)の規定による指名停止を受けていないこと。
- (8) その他連携協定の対象としてふさわしくない行為等を行っていないこと。

(連携事業の基準)

第4条 連携協定の対象とする連携事業は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- (2) 事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
- (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品等を提供するもの
- (4) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治的又は宗教的目的を有するもの
- (6) その他連携事業としてふさわしくないもの

(事業提案の基準)

第5条 前条の規定に基づき提案を受け付ける事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が事業者等との連携により新規で実施可能なもの
- (2) 市が既に実施している事業のうち、事業者等との連携が可能なもの
- (3) 事業者等が社会貢献のために実施する事業で、市との連携により市民サービスの向上に寄与するもの
- (4) その他事業者等の自らの発意により、市との連携を希望する活動や分野に関するもの

(連携協定の締結)

第6条 市及び事業者等は、前条に掲げる事項について協議が整った場合は、連携事業の内容、協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した書面(以下「協定書」という。)を作成し、連携協定を締結する。

(結果の公表)

第7条 市は、前条の連携協定を締結した場合は、市ホームページその他の方法により速

やかに当該連携協定に係る内容を公表するものとし、また、事業者等においても当該内容を公表することができるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日まで又は1年間とし、期間満了の1か月前までに申出がない場合は、当該期間の満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合は、この限りではない。

(知的財産権の取扱)

第9条 市及び事業者等は、連携協定を締結した連携事業において、知的財産権の対象となるべき発明又は考案をした場合には、相手方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該知的財産権の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第10条 市は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、連携協定を解除することができる。

- (1) 事業者等が第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 連携事業が第4条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 市の職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 事業者等が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたとき、その他協定の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (5) 事業者等が事業譲渡、事業廃止その他の理由により、連携協定に係る事業を行わなくなると認められるとき。
- (6) 事業者等が法人その他の団体である場合にあっては、事業者等が合併、分割又は解散をするとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が連携協定の存続を不適當であると認めるとき。

2 市又は事業者等は、天災その他不可抗力の発生等のいずれの責めにも期さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合は、当該協定の解除を申し出ることができる。ただし、連携事業が天災その他不可抗力時の実施を目的とする場合を除く。

(実績報告)

第11条 市は、事業者等に対し、連携協定に基づく連携事業に関する実績の報告を求める

ことができる。

- 2 市は、5年以上連携事業の実績がない事業者等に対し、連携協定の継続について協議の場を設けることができる。

(協議)

第12条 この要綱及び協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び事業者等は、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、連携協定について必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年7月25日から実施する。